◎新潟県告示第1339号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

令和3年12月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 胎内二王子公園羽黒線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延長
胎内市下荒沢字胎内山国有林30林班ろ2小班 から	新	10.4~22.0メートル	64.4メートル
同市下荒沢字胎内山国有林30林班ろ1小班まで	旧	10.4~22.0メートル	64.4メートル